

利得可能性のあるその他のゲームを提供する事業を指す様であるが、法律上は同一の扱いを受けるのでこの区別はあまり意味がない。いずれにしても利得の可能性のあるないにかかわらず、主にゲーム一般を営業として提供する業種である。

ゲームセンターは、個々のゲーム機の設置やゲーミングの開設に要する認可、許可に加えて、施設を含めた営業活動についての許可も必要とされる。これを定めたのが営業法33条iである。ゲームセンターについても命令で細かい規制が定められているが、特に、青少年保護に関するものが重要である。たとえば、許可の条件として、営業中は、1から2名の監視員を置くことが義務付けられているという。さらに、学校に近い場所にあるゲームセンターには、監視員が入場者の年齢をチェックすることを義務付けているようである（「公共の場での青少年保護法」でゲームセンター入場の年齢制限が定められている。）。

こうしたゲームセンターでは、命令によって、ゲーム機の設置が次の条件で認められている。

- (1) 15平方メートルごとにゲーム機（利得が金銭か金銭以外かで区別しない。）1台、
- (2) 最大設置台数10台、
- (3) アルコール類を提供するゲームセンターでは最大設置台数2台

これまで述べてきた通り、刑法が禁止している Glücksspiel のうちゲーム機及び特定のロトリーに限って、賭け金も利得も厳しく制限したうえではあるが、営業法は禁止を解除している。しかし、こうしたゲーム機を認可を受けて設置できるゲームセンターはカジノ（Spielbank）ではない。ゲームセンターでもゲーム機でプレーすることにより金銭を利得する可能性はあるが、カジノは全く異質のゲーム空間と考えられている。営業法も33条h第1号で、カジノ営業と営業法のゲーミングに関する規定は関係がないことを明記している。

なお、命令については、原文が入手できなかったので、J.Pelka の “Beck’sches Wirtschaftsrecht Handbuch 2000/2001” を参照した。

第3 カジノ規制法

ドイツに於いては、刑法の定めるゲーミングの禁止を解除することになるカジノの根拠法は州法である。まず、ベルリン市（州と同格）のカジノ法を掲げる（原文は資料3参照。資料4ではブランデンブルグ州のカジノ法の原文と訳文を収録した）。

1 条文（ベルリン市）

ベルリン市における公認カジノに関する法律
議会は次の法律を議決した。

第1条 許可

ベルリン市においては最大2つのカジノを許可することができる。

第2条 許可の付与

- (1) カジノの設置及び運営はこの法律に基づく許可を要する。他の法規に基づき義務付けられる許可は影響を受けない。
- (2) 許可の付与は財務省が決定する。ゲーム機については経済省との合意を必要とする。
- (3) カジノ事業主または組合員その他カジノ運営の組織的な責任を負う者が、法令上及び経済上支障のないカジノ運営に必要な信頼性を有している場合に限り、許可を付与し、保持させることができる。信頼性は、少なくとも5年ごとに連邦中央登録簿から無制限の情報を入手して審査される。
- (4) 許可は相続できない。許可は第三者に譲渡しまたは利用させることができない。部分的な譲渡及び利用についてもまた同じ。
- (5) 商法230条の意味における匿名社員または類似の受益社員のカジノ事業への参加は禁止する。参加せしめることも禁止する。消費貸借は財務省の事前の同意を得なければならない。
- (6) 許可には最長15年の期限が付される。申請あれば延長することができる。
- (7) 許可には特に以下の事項に関して条件を付することができる。
 - 1 カジノの設置及び設備に関する特定の義務
 - 2 提供されるゲーム及びその総数
 - 3 ゲーム機の仕様
 - 4 カジノの経済的義務の遂行
 - 5 安全措置
 - 6 視覚的な監視措置 ただし、秩序あるゲームの進行、粗利益の把握または客の安全確保に必要な場合に限る。
 - 7 監視業務を任された財務省の係官に対する義務（その業務環境を含む）
 - 8 カジノの従業員の採用
- (8) 法令に則ったカジノ運営を確保するため、許可期間中に新たな条件を課すことができる。また、本条第7項による条件は補充及び変更することができる。
- (9) 許可は撤回可能である。特に以下の場合には撤回できる。
 - 1 カジノ事業主が法令に従いかつ継続的にカジノ運営を遂行しないとき
 - 2 カジノ事業主の信頼性に相当の疑いが生じたとき
 - 3 監視機関の事前の同意なく組合員の交代、共有関係の変更または組織運営責任者の変更があったとき
 - 4 本条第5項に違反したとき
 - 5 カジノ事業主が第7項及び第8項による条件に違反したとき

3条

- (1) カジノ事業主は、州にカジノ税を納める義務を負う
- (2) カジノ税は粗利益の80%とする
- (3) 粗利益とは
 - 1 カジノが損失を蒙る可能性があるゲームの場合は、賭け金の総額が、ゲームの規則に応じたプレーヤーの取り分を超える金額をいう。
 - 2 カジノが損失を蒙る可能性がないゲームの場合は、カジノが受け取る金額
- (4) 取戻されなかった賭金及び客の取り分及び賭けが締め切られた後に賭けられ客が取戻さなかった金額はゲーム粗利益に含まれる。
- (5) 偽造チップ、偽造紙幣、偽造硬貨及び他のカジノのチップはゲーム粗利益に影響しない。これらはゲームに関与した価値に応じてゲーム粗利益として計算される。外国硬貨は交換レートに従ってゲーム粗利益に含まれる。
- (6) カジノの損失及び損害は、粗利益を減少させる限度で、粗利益に加算する。損失又は損害がカジノ事業主又はその補助者にとって避けることができなかつた場合にはこの限りでない。
- (7) 日単位の損失は翌日の粗利益と清算する。その際、カジノで行なわれるゲーム全体の粗利益を勘案することができる。

4条 追加税

- (1) カジノ事業主はカジノ税に加えて追加税を納めなければならない。追加税は粗収益の11%である。
- (2) 財務省は、カジノ事業主に相応の利益が残らない場合には、申請により追加税を軽減することができる。財務省は、義務的裁量により軽減の程度を決定する。追加税のうち、第3項に基づく目的に拘束される部分については11分の4まで、他の部分については11分の7まで軽減する。
- (3) ベルリン市は月ごとに追加税の11分の4を Deutsche Klassenlotterie Berlin 財団に支払う。財団はこれを文化、スポーツ及び公共の目的のために供する。財団は追加税からの資産を他の財源からの資産と区別して管理する。管理と配分については、「Deutsche Klassenlotterie Berlin 財団に関する法律」の第2章並びに第3章及び Deutsche Klassenlotterie Berlin 財団の定款に関する政令を準用する。Deutsche Klassenlotterie Berlin 財団の定款第11条は追加税からの支払いの配分には適用されない。

5条 カジノ事業主の税関係の義務、税の支払期限

- (1) カジノ事業主は、毎日、ゲーム終了直後、粗利益を確認し記録する。粗利益はテーブル又は用具ごとに確認し記録する。複数の用具をまとめて記録するには財務機関の事前の同意を必要とする。

- (2) カジノ事業主は、カジノ税及び追加税について、法規に定められた様式に従って個々のカジノ営業日の終了後、税額を自ら記載した報告書を提出しなければならない。報告書にはカジノ事業主を代表する者のうち一人の自署が必要である。報告書は、税法167条の意味における税務申告書に該当する。
- (3) カジノ税及び追加税の支払い債務は毎営業日の営業終了時に発生する。この債務は営業開始日の暦日から次の暦日まで存続する。債務は発生の日に満期となる。自動式ゲーム機については、適当と認められる場合には、財務省の事前の同意を得て、第1文の期限を適用しないことができる。

6条 税関係の手続規定

カジノ税及び追加税については、この法律に特別の定めがある場合を除いては、税法の規定が準用される。カジノ運営及び粗利益の確定は税法第210条及び第211条をそれぞれ適用して、財務省によって継続的に監督される。住居の不可侵を定めた基本法はその限りにおいて制限される。

7条 税の免除

カジノ事業主は、カジノ運営のために、州の立法下であり、かつ、カジノ運営に直接関係する税を免除される。更に、カジノ事業主は、カジノ運営のために、基本税及び営業税を免除される。

8条 ゲームへの参加

次の者はゲームに参加できない。

- 1 満19歳に満たない者
- 2 社員または機関若しくは運営指導のメンバーとしてカジノ事業体に属している者又はそうでなくとも事業体で指導的な立場にあるもの
- 3 カジノ事業体に対して、雇用その他類似の従属的な関係にある者
- 4 カジノ事業体の副業の管理者及びそこで働く者
- 5 カジノ事業体の監督を委ねられた機関で働く者
- 6 第2号から第5号に挙げられた者と同居する者

9条 営業ができない日

次の日には営業は禁止される。

- 1 聖金曜日
- 2 国民追悼日
- 3 死者慰霊日
- 4 12月24日及び25日
- 5 特別の事由により監督機関が定めた日

10条 ゲーム令 (spielordnung)